**平成２４年（フ）第１６４号**
神奈川県横須賀市金谷２丁目13番１―904号
債務者　古野　逸子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　宏昭
4　破産債権の届出期間　平成24年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１６５号**
神奈川県横須賀市金谷２丁目13番１―904号
債務者　古野　裕介
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　宏昭
4　破産債権の届出期間　平成24年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１６６号**
横浜市西区楠町４番地３　藤和ハイタウン608号
債務者　古野　浩介
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　宏昭
4　破産債権の届出期間　平成24年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２２号**
熊本県合志市御代志1743番地13
債務者　松本千代喜
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　和也
4　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２４年（フ）第２３号**
熊本県合志市御代志1743番地13
債務者　松本　美芳
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　和也
4　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第２２８号**
静岡県富士市宮島1472番地の３、前住所静岡県駿東郡長泉町下長窪1077番地の12
債務者　三輪　英司
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石野　　弘
4　破産債権の届出期間　平成24年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２３年（フ）第２２９号**
静岡県富士市宮島1472番地の３
債務者　三輪　晴子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石野　　弘
4　破産債権の届出期間　平成24年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２４年（フ）第１７号**
新潟市北区早通北５丁目３番44―25号
債務者　梶川　　清
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　直己
4　破産債権の届出期間　平成24年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第３２号**
新潟市東区新石山５丁目13番24号
債務者　渡部　則雄
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　伸吾
4　破産債権の届出期間　平成24年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第６９号**
神戸市灘区原田通３丁目２番20―603号、従前の住所神戸市灘区浜田町２丁目６番22―501号
債務者　迫　　吉次
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　祐規
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２６号**
兵庫県姫路市広畑区東夢前台４丁目55番地９
債務者　日高　　彰
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午前10時25分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第１４８号**
鹿児島県霧島市牧園町宿窪田2095―１　牧園ビル201号、住民票上の住所鹿児島県霧島市国分中央６丁目１番36号
債務者　鶴留　俊朗
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　英伸
4　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月９日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２４年（フ）第１１号**
北海道室蘭市増市町１丁目17番18号
債務者　岡島　美華（旧姓本木）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木橋俊輔
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　一般調査期間　平成24年３月29日から平成24年４月12日まで
6　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係